

申し合わせ

【伊豆東部一本釣協議会】 共第3号共同漁業権漁場内でのワラサ釣り遊漁

平成9年9月16日

共第3号共同漁業権漁場におけるワラサ釣り（遊漁）の漁場利用について

現在ワラサ釣り漁場が形成されている川奈・富戸境は共第3号共同漁業権漁場内であり、当該海域は定置網漁業においては、魚の通り道となる重要な場所であるとの認識にたち協議した結果、当該海域でのワラサ釣り（遊漁）の漁場利用につき下記のこと決定しましたので、当該趣旨をご理解のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 遊漁船の操業時間は、06時00分より12時00分（納竿）までとする。
2. 生き餌の使用を禁止とする。
3. 当該海域沖合（共第3号共同漁業権漁場外）にある魚礁における操業開始時間は、熱海伊東地区漁場利用協議会で定めている下記時間に準じ、納竿は12時00分までとする。

共同漁業権漁場外魚礁における操業時間	
期 間	開 始 時 間
4月 1日 ~ 5月 31日	午前5時30分
6月 1日 ~ 8月 31日	午前5時00分
9月 1日 ~ 9月 30日	午前5時30分
10月 1日 ~ 10月 31日	午前6時00分
11月 1日 ~ 2月 末日	午前6時30分
3月 1日 ~ 3月 31日	午前6時00分

※注意事項

当該海域以浅には川奈支所・富戸支所におけるダイビングスポットがありますので、航行等には十分に配慮をお願いします。